

住まいと健康フォーラム ニュース

発行者：住まいと健康フォーラム事務局 第17号
〒108 東京都港区白金台4-6-1 国立公衆衛生院 建築衛生学部 '97.9.25.
☎ 03-3441-7111 内277 FAX 03-3446-4723

横浜フォーラム（公衆衛生学会自由集会番外編）のご案内

公衆衛生学会で毎年恒例の「住まいと健康」自由集会、今年度は申込みを忘れ、開催を断念していたところ、某氏より「何かやりましょう、会場は確保しますから」と叱咤激励の電話をいただきました。横浜市の多くの保健婦・環監の方々のご努力で、自由集会番外編が開催されることになりました。ご参加ください。

注：公衆衛生雑誌（学会抄録集）の自由集会欄には載っておりません。よって、ご存じない方もいると思われますので、周囲の方にお知らせください。また学会に参加なさる方は、ぜひお誘い合わせてご参加ください。

◆日時：1997年10月17日（金）
午後6時～8時30分

◆会場：ランドマークタワー13階
『フォーラムよこはま』セミナールーム1

JR・市営地下鉄・東急東横線「桜木町」駅下車。動く歩道を利用して徒歩5分。
なおエレベーターは15階行のものしか利用できません。
横浜市西区みなとみらい 2-2-1-1 TEL045-224-1133

◆テーマ：横浜市の住宅改善支援システム 二つの技術支援をめぐって

◆報告者：木村美貴子（横浜市緑区福祉保健サービス課・保健婦）
地域の側からみた支援システムの課題
橋本美芽（横浜市総合リハビリテーションセンター・建築士）
スペシャリストからみた課題と地域サイドへの期待
吉田 優（横浜市神奈川区保健所衛生課・環境衛生監視員）
環境衛生の参画による居住環境改善への取り組み

横浜市の住宅改善支援システムは、組織的取組として全国で最も先行した例の一つである。他の自治体でもこれを模したシステムを創設している例もみられる。

ジェネラリスト（保健婦など）によるニーズの発見、動機づけと、スペシャリスト（PT・OT、SW、建築士、リハエンジニアなど）による専門的技術支援がシステムとして結びついている。両者が連携することによってそれぞれの資質は高まり、ジェネラリスト単独による問題解決能力も育てられる仕組がもくろまれている。また神奈川区では保健所の環境衛生部門が住宅改善支援に参画することによって、スペシャリストサイドの視点に広がりが増し、総合的な居住環境改善の支援が始まった。

このフォーラムでは、ジェネラリストとスペシャリストのそれぞれの立場から「横浜システム」の現状を評価し、二つの技術支援の連携のあり方について議論を深めてみたい。

問い合わせ先：国立公衆衛生院建築衛生学部 鈴木・松本
(TEL03-3441-7111 FAX03-3446-4723)

1997年度「住まいと健康フォーラム」 総会・全国フォーラム報告

1997年7月11日、国立公衆衛生院3階講堂にて1997年度「住まいと健康フォーラム」総会と全国フォーラムが開催されました。当日は約90名の参加者が集まり、熱心に議論を行いました。

まず1年のしめくりとして総会を開催しました。

総会は東京都中野区保健計画課の箕形さんが司会を行い、はじめに公衆衛生院建築衛生学部の松本さんからあいさつがありました。

その後、1年間の事業報告を横浜市南区保健所の本間さんが、会計報告を東京都板橋区高島平健康福祉センターの左藤さんが、また会計監査報告を代理として東京都港区麻布保健所の五味さんがそれぞれ行い、承認を受けました。

次に、本年度の事業計画及び事業予算が東京都江東区深川保健所の澤井さんから説明され、承認を受け、総会を終わりました。

次に司会を国立公衆衛生院の鈴木さんに交替し、全国フォーラムに入りました。

はじめに「住まいと健康を巡る厚生省の取り組み」について、厚生省生活衛生局企画課課長補佐の阿部さんより基調講演がありました。

「自分の家を建てたときの経験からもハウズビルダーの意識の問題を感じた。また住宅に関与する人間と健康を支える人間をつなぐことの必要性も感じている。保健、特に医学の領域の人間が住居が健康に及ぼす影響をもっと考えることが必要ではないか。

生活衛生局長の私的諮問機関の検討会である『快適で健康的な住宅に関する検討会議』を続けている。このような検討会は名称を変えながら9年度で13年間を経過する。この間、ダニやカビ等の分野別のガイドラインを作ってきた。しかし、全体として何が変わったかについてはお寒い状況である。これは、基盤をなすような体系的な、科学的に集積された知見が不足していると考えられる。

よって『快適で健康的な住宅に関する検討会議』については9年度で終了を決定した。しかし、健康と住宅の関連性についての科学的な知見としっかりした研究を進めるため事例収集・科学的な評価・問題整理・対策を行っていく必要はある。

そこで10年度以降、研究を基盤とした新しい体制をとる予定である。これは生活衛生局のみの取り組みではなく、科学的な住宅構造・素材、家族の問題（家族構成、経済的な問題、ライフスタイルの変化、精神的な問題）、乳幼児・高齢者等の弱者にとっての住居等の問題に対して、精神保健、母子保健、福祉などの分野との連携による新しい研究会が必要ではないかと考えている。

今年度については東京理科大の吉沢教授を部会長として、ユーザー向けに総合的な問題点と対策をまとめてパンフレットが作れるような報告を出す予定である。

厚生省の今後の研究は文献収集だけでなく、自分たちのデータが必要である。住まいと健康フォーラムの参加者には今後、協力者または一緒に考える方々として期待したい」

このほか、今年5月に出された検討会議の中間報告で、化学物質の部会から住宅内のホルムアルデヒドの基準の報告がされたことなどに触れられました。

その後シンポジスト及びコーディネーターの紹介が行われ、コーディネーターの東京都品川区荏原保健所の國弘さん（環境衛生監視員）の進行で、「健康的な住まいづくり：住居が及ぼす健康被害と行政の取り組み」をテーマにシンポジウムが開催されました。

一番手に大阪府四條畷市の歯科医師で「シックハウスを考える会」代表の上原さんよりご自身が新築住宅で受けた健康被害からの調査、「シックハウスを考える会」の活動を中心に、話がありました。

「新築の自宅で健康被害を受けたが、病院に行っても原因不明とされ、対応してくれるところがなかった。自分で調べたところ、高濃度のホルムアルデヒド等に暴露されていたことが初めてわかった。

そこでホルムアルデヒドの基準値について色々調べてみた。合板のホルムアルデヒドの放出の基準（F1、F2、F3）については、産業衛生学会の過去の数値から導かれたものである。例をあげれば、F2合板が発生させる気中濃度は過去の基準値（2ppm）に

当てはめられている。しかしその後産業衛生学会の基準値は2 ppmから0.5 ppmに変わっているのに、合板の基準は変わっていない。

またその数値の決め方もあいまいである。この点は健康住宅研究会でも中間報告するところであるが、気中濃度による評価でないとおかしいと思う。

そればかりかこのような基準にも、国内生産の製品で3年前の検査の結果は1/3しか合格しない状況である。つまり現在の産業衛生学会の基準値を上回る2 ppmのホルムアルデヒドを放出する合板がほとんどであると言える。

産業衛生の基準は8時間の労働環境におけるものであり、より長い時間を過ごす住居の室内環境において、産業衛生上の基準値を超える状態を放置しては、どんな人にも健康被害がでる可能性がある。

シックハウスを考える会ではホームページを開いている。シックハウスは医師だけでも、建築家だけでも、消費者だけでも解決できない問題である。行政や患者、施工者も含めて色々な立場の人間が参加して、健康的な家が売れるようにニーズの転換を考えなければならない。そのための情報公開の場として設けている。

大阪府保険医協会ではシックハウスの問題を取り上げており、検討会の開催および最近では住宅部品PLセンターから、疫学調査の依頼も受けている。このようにシックハウスへの医師の関心は高まりつつある。

開業医では疾病の診断から、『原因が住居の環境にある』と問題にしても、現在は採算がとれない。ぜひ、保健所がこの問題の受け皿になってもらいたい。なお、大阪では環境科学研究所で空気環境の測定の対応をしてくれている。

シックハウスによる症状は、有名な病院に行っても直らない。それほど室内環境についてはまだまだ知られていないのが現状である。行政の積極的な対応を期待する」

二番手として、東京都衛生局環境指導課の木ノ内さん（環境衛生監視員）より、東京都の健康快適居住環境の確保対策の取り組みについて、ご本人の経験を踏まえて話がありました。

「居住環境の問題が健康を考える際に抜け落ちていたのではないか。

家から通風がなくなり、合板や壁紙への化学物質の使用が増え、建材等の調湿機能がなくなっている。また、個室化が進んだことで局所的な空気の停滞も考えられる。住むこと自体への関心も低い。『見えない、臭わない、気がつかない』で、意識することのないまま、被害が大きくなっている。個人的な問題として片付けられてしまっている一面もある。

環境衛生監視員の住居への取り組みは生活環境の相談の形で早くから始まっていた。しかし、調べてみると効果や評価が高いものについては即効性のある回答に限られていた。そこで一つの取り組みとして、アレルギー問題を単にダニの数という環境衛生監視員の関わる問題だけでなく、保健全体の問題として所内をあげての取り組みを東村山保健所で行い、成果をあげた。このような縦割りの隙間をなくすような総合的な視点が、住居を考える時には必要なのではないかと思う。

東京都の健康快適居住環境の確保対策の取り組みについては、『健康快適居住環境の指針』を平成7年に作成した。また、実施要領・マニュアルも作成し、ホルムアルデヒドやVOCの測定、住宅の健康快適度診断の方法等を定めた。

平成7・8年度にパイロット事業として行ってきた住宅の健康快適度診断を、今年度から都の全保健所で開始した。前例のない取り組みのため、環境衛生監視員の資質の向上、ノウハウの蓄積等を踏まえて進めて行く予定である。また、アレルギー教室への支援も強化していく予定である。

建物を建てる側の問題も大きいので、ビル管理法で大きな成果を上げた事前審査制度を東京都特別区のいくつかの区のように集合住宅へ導入することを検討している。同時に健康快適居住環境について講習会やイベント、普及啓発活動を行いたい。

今後は指針の改訂、都民と住宅を供給する側と行政の三者間の情報交換、今後の対策を考える場として三者懇談会の実施、情報センター機能の充実等を進めていきたい。住宅は高い価格で買ってもその取り扱いの説明書がなく、情報が必要である。インターネット等の情報発信も考えていきたい。

総合的で有機的な行政内部の住まいのネットワークを構築し、ゆくゆくは住まいの健康と安全に関する条例も考えたい。住居を考えるには住民の視点が重要である。また行政内部の個人の資質も重要で、これを高めつつ信頼関係を築いていきたい」

以上でシンポジストの話を終わり、休憩後質問票を回収し、質疑応答を行いました。

質問には、マットレスのウレタン中のイソシアネートの濃度について、強制換気の悪影響について、化学物質過敏症の認知度・診断先（回答：診断書は北里大学しか書かないと思われるが診断に応じる医師は大阪では増えている）、工務店等の業者との連携（回答：売り物にするのではなく、正直に対応をする業者とは情報交換・連携している）、他の職種との連携（回答：実際に福祉施設の居住環境で保健サービス課と一緒に調査している例がある）、住宅の性能評価へのつながり、三者懇談会のメンバーの選出（回答：住民の方は公募を考えている）、診断事業の実施状況、などがありました。

この後フロアからの発言を求め、まず横浜市からは、保健婦の訪問指導、在宅ケア・住宅改善の取り組みとそれに連携した居住環境の調査の報告があり、福祉だけでなく環境改善を助成支援が必要であることが述べられた。

仙台市青葉区保健福祉センターからは、アレルギー患者に対する室内環境の改善について報告がありました。アレルギーのニーズを把握するため、病院と連携しルートを確認している点が先進的であり、今後市内の全保健福祉センターで実施していくとのことでした。

東京都江東区からは、マンション開発要綱の見直しの際に事前図面審査を入れるよう働きかけたこと、及びその後の効果について報告がありました。

コーディネーターの國弘さんより、現場にいる人間が一つずつその地域に応じた対策を育てていること、他の人とつながるためには自分が何をできるのかを、お互いに知らせることが重要であること、総合的に良い住宅ができることで、医療や建築施工、行政それぞれの分野での拡がりをもっていくことが大切であること等が指摘されました。

終わりに上原さんより「行政は民間に対する大きな影響力をもっているので、この問題への取り組みをより深めてもらいたい」また、木ノ内さんより「住居の問題は縦割りの取り組みでは限界がある。横の連携の仲間作りを行いながら住まいの問題に取り組みたい」との意見のまとめがありました。

議論は尽きませんでした。時間の関係もありシンポジウムを終わりました。

最後に、事務局の松本さんの閉会のあいさつ、および高知県、香川県、広島県などの遠路わざわざご参加いただいた方々にコメントをいただき、全国フォーラムを終了しました。

事務局だより

総会を経て、本年も会員の皆様のご寄付による運営を続けることになりました。

振り込み用紙を同封しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

1口1,000円で2、3口程度のご協力をいただければ幸いです。

また、切手などの寄付も歓迎いたします。

フォーラムの維持のために、ご協力をよろしくお願いいたします。

フォーラムニュースは会員の職場に送付しています。異動等で送付先が変わる場合は、必ず事務局にFAXでご連絡ください。名簿整理にご協力ください。

全国フォーラムの資料が若干残っていますので、希望の方にお分けします。資料代・送料として合計500円以上の切手を添え、下記までご連絡ください。なお、残部がなくなり次第終了します。

〒106 東京都港区六本木5-16-45 麻布保健所 環境衛生 五味 武人

☎03-3408-6146 FAX03-3585-4449

事務局

〒108 東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室 松本恭治 鈴木晃

電話 03-3441-7111 内線277 FAX 03-3446-4723

✂事務局不在のことが多いので、ご連絡はなるべくFAXでお願いします。